

第23期高知海区漁業調整委員会委員募集要項

1 募集人数 15名

(内訳)

- ・沿海の市町村に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者※ 9名
- ・資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者 4名
- ・高知海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者 2名

※漁業者又は漁業従事者

下記のいずれかに該当する者

- ア 1年に90日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して行う水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者
- イ 高知海区漁業調整委員会の委員、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の役員であって、その委員又は役員に就任する際、アの規定を満たしていた者

2 任用期間 令和7年4月1日から令和11年3月31日(4年間)

3 身分 高知県の特別職の非常勤職員

4 主な職務内容

高知海区漁業調整委員会及びその部会に出席し、下記の事項等について審議を行う。

- ・漁業法に基づく海区漁場計画の策定、漁業権の免許、資源管理に関する計画の策定等について調査審議し、意見を言う。
- ・関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする。

その他、会長は水産庁や全国海区漁業調整委員会連合会の主催する会に出席する。

※会長及び会長代理は、委員の互選により決定する。

5 報酬

会長 日額 29,000円

委員 日額 25,000円

6 推薦を受ける者及び募集に応募する者の資格

漁業に関する識見を有し、高知海区漁業調整委員会の所掌に関する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、委員を選任する予定日において、下記のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 高知県内に住所を有しない者。ただし、業務に支障がなく、特別な事情があるとして知事が特に認めた場合は、この限りでない。
- (2) 高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の委員
- (3) 県税の滞納者
- (4) 高知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者
- (5) 漁業法第 138 条第 4 項に規定する、下記のいずれかに該当する者
 - ア 年齢満十八年未満の者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (6) 高知県議会の議員

7 推薦人の資格

委員候補者の推薦を行うことができない者は、委員推薦時において、下記のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会の委員
- (2) 高知県暴力団排除条例（平成 22 年条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団員等と密接な関係を有する者
- (3) 高知県議会の議員

8 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参または郵送により、指定の窓口にご提出ください。なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(1) 提出書類

ア 推薦書又は申込書（様式は下記の区分による）

区分	様式
個人からの推薦	様式第 1 号
法人等からの推薦	様式第 2 号
一般募集	様式第 3 号

※経歴欄について

下記の表の候補者区分において、「○」がある経歴等を有する者は、推薦書又は申込書の【経歴】欄に記載をお願いします。

経歴等	漁業者	学識経験者	中立者
漁業歴	○	—	—
漁業士	○	—	—
漁業研修指導員経験	○	—	—
漁業関係団体（注3）の役員歴	○	—	—
水産関係（注1）の学歴	—	○	—
水産行政、試験研究機関、水産関係大学・学部等（注2）での従事歴	—	○	—
漁業関係団体（注3）での従事歴	—	○	—
漁業種別協議会等（注4）の役員歴、漁協の地区委員歴又は漁業関係団体の役員歴	○	—	—
漁業種別協議会等での活動歴	○	—	—
法人・団体の役員歴等、活動歴	—	○	○

（注1）水産系高等学校、大学の水産関係学部・大学院

（注2）水産行政・試験研究機関（国、県、市町村、行政法人等）、民間の水産関係研究機関、大学の水産関係学部・大学院、海上保安部、専門学校、水族館

（注3）漁業協同組合、高知県漁業協同組合連合会、西日本信用漁業協同組合連合会、全国合同漁業共済組合、日本漁船保険組合、全国共済水産業協同組合連合会など

（注4）漁業士会、高知県近海鯉鮪漁業協会、高知県機船船曳網振興協議会、高知県ブリ稚魚採捕対策協議会、高知県海水養魚協会、高知県漁協青年部連合協議会、高知県漁協女性部連合協議会、漁協内部又は地域別の漁業関係部会（漁協青年部、漁協女性部、小型船主組合など）、地域別の漁業関係部会、協議会（芸東地区沿岸漁業協議会、芸東さんご船船主組合、漁業自主調整協議会など）

イ 添付書類 ※（ウ）は漁業者委員の候補者のみ

（ア）納税証明書（県税）

推薦書又は応募申込書の提出時から遡って1ヶ月以内に発行されたもの。

（イ）住民票（本籍地の記載があるもの）

推薦書又は応募申込書の提出時から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。

（ウ）漁業者又は漁業従事者の要件を満たしていることが確認できる書類

例：漁協が発行する証明書（別紙参考様式）

(2) 書類の配布場所

高知県水産振興部漁業管理課、室戸漁業指導所、中央漁業指導所、土佐清水漁業指導所、宿毛漁業指導所、安芸福祉保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、須崎農業振興センター、幡多福祉保健所、高知県庁本庁舎 1 階県民室

※ 高知県ホームページの下記 URL からダウンロードできます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/040301>

(3) 募集期間

令和 6 年 9 月 10 日（火）から 10 月 9 日（水）午後 5 時【必着】

(4) 書類の提出先

高知県水産振興部漁業管理課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号（高知県庁西庁舎 6 階）

※持参の場合

募集期間中の平日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで受付

(5) 推薦及び応募状況の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に、提出のあった推薦及び応募に係る書類をもとに、高知県ホームページで以下の内容を公表します。

ア 推薦者（個人）については、氏名、職業、年齢及び性別

イ 推薦者（法人等）については、組織の名称、目的、代表者の役職・氏名、構成員の数、構成員たる資格その他組織の性格を明らかにする事項

ウ 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況

エ 推薦又は応募の理由

9 問い合わせ先

高知県水産振興部漁業管理課

〒780-0850 高知市丸ノ内 1 丁目 7 番 52 号（高知県庁西庁舎 6 階）

電話番号 088-821-4608

10 選任方法

提出された書類を審査し、高知海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会において実施した評価を参考に、知事が委員候補者を選考します。

高知海区漁業調整委員会委員の任命には、高知県議会の同意が必要となることから、その結果は3月下旬に、推薦を受けた者及び応募者全員に文書で通知します。

なお、電話等での結果に関する問い合わせにはお答えできません。